

命令・勧誘表現研究のために

——中古仮名文における用例採否の基準——

川上徳明

はじめに

筆者は年來命令・勧誘表現の体系的な研究を志し、中古の文学作品の多くについて、その多数の用例をカードに取つてきいたが、作業が長期に及んで、用例採否の基準が前後で齟齬するような事態にしばしば遭遇した。用例採否の基準は研究を進める上でその根拠をなすものであるから、それが揺らいではならない道理である。先に「『今昔物語集』の命令・勧誘表現 序章——用例の採否・分類の基準と用例一覧表等^{*1}」をまとめたのも、一つはそこに由来する。ここでは中古の仮名文（仮名文学作品）における用例採否の基準を整理しようとするものである。これは筆者自身の作業の必要から生じたものではあるが、しかし、こうして基準を客観的に提示することは、単に筆者個人の問題に止まらず、命令・勧誘表現の研究に当たつて共通の土俵を提供する意味を持つであろうと思う。

命令・勧誘表現の意味

まず「命令・勧誘表現」の意味であるが、『日本文法辞典』によれば、「命令表現」とは次のように説明される。

即ち

相手が、話し手の意図する動作や状態を、遂行・実現するように命じる言語表現をいう。禁止・希望・勧誘などの表現を含めていう場合もある。肯定の命令と否定の命令とに分けられ、否定の命令表現を、特に禁止表現ともいう。命令表現は、ことばの上での理解や解答を求めるのではなく、具体的な行動の上での服従を要求するので、この場合の話し手と相手とは、ただ単にことばの上での話し手と相手という関係をこえて、行動の上での支配者と被支配者の関係になる。（中略）このため一般の言語活動においては、直接命じる（積極的な）命令表現の表現形式を好まず、希望・勧誘・当然など、他の柔らかい（消極的な）表現の表現形式によつて、受け手の無意味な抵抗感を避けて、命令の意図を表現し、円滑に命令の目的を達しようとする傾向が強い。こういう言い方も表現意図からすれば、明らかに命令表現であり、命令表現とこれら柔らかく婉曲に表現した言い方とをはつきり区別することはむずかしい。^{*2}

ここでは、「命令表現」の意味を広義にとり、直接的な、いわゆる命令の他に、右にいう柔らかい（消極的な）表現形式による勧誘・依頼・懇請・勧奨・懲罰等々の用法を含め（ただし、禁止表現及び話し手自身の希望、他に対する願望は除く）、それを「命令・勧誘表現」と呼ぶこととする。

なお、以下、話し手、聞き手という語を、それぞれ命令者としての話し手、受命者としての聞き手の意で用いる。^{*3}

用例採否の基準

一 考察の対象は中古の仮名文学作品中の、会話文を中心とし、肯定の命令の、完結形式を対象とする。換言すれば、禁止表現及び言い止しの表現は除くということである。

三位中将（道隆）「とくいへ（I）」。あまり有心すぎて、しそこなふな（II）」（『枕草子』三二一段、小白河といふ所は。三位中将（道隆）→使）

「あが君、生き出で給へ（I）。いといみじき日な見せ給ひそ（II）」との給へど、冷え入りにたれば、けはひ、物うとくなりゆく。（『源氏物語』夕顔、一・一五〇。源氏→夕顔）

右のうち（I）の例は採るが、（II）の禁止表現の例は採らない。

言い止しの表現にも種々の形式があるが、次にその例を挙げる。いずれも（）の部分が表現されておらず、非完結の形式と見なす。

「いで、主殿のくそ。あづま、取りて（来よ）」（『源氏物語』手習、五・三七五。母尼→女房の主殿）
「さらば、時雨も隙なく侍るめるを、暮れぬほどに（出で給へ）」と（源氏の出発を）そゝのかし聞え給ふ。（『源氏物語』葵、一・三五一。左大臣→源氏）

「いづら、この近江の君。こなたに（参り給へ）」と召せば、「を」と、いとけざやかに聞えて、いで來たり。（『源氏物語』行幸、三・九四。内大臣→近江の君）

「御かへり、とく（書かせ給へ）」ときこゆれば、しぶしぶに見給ふ。（『源氏物語』胡蝶、二・四一五。女

房→玉鬘)

「猶、いまは翁どもにさかしらせさせで、忍びやかに（導け）」と返々の給ひて、（『源氏物語』紅梅、四・二四五。匂宮→大夫君）

「さらば、もろともにこそ（直衣を脱がめ）」とて、中将の帶をひき解きて、（直衣を）ぬがせ給へば、（『源氏物語』紅葉賀、一・二九五。源氏→頭中将）

「御くだものをだに（召せ）」とて、まわりすゑたり。（『源氏物語』賢木、一・三八五。女房→藤壺）次の如く終助詞「を」によつて文末を結ぶものも言い止しの表現とする。

夕つかた、右大将（薰）、（匂宮方に）まわり給へり。（匂宮）「こなたにを」とて、うち解けながら、対面し給へり。（『源氏物語』浮舟、五・二二九。匂宮→薰）

さりげなく（寝覚の上）「外に出で給ひてを」とのたまふに、（内大臣は）いとをかしけれど、「いかがは」とて、御簾の外に出でて居給へるほどにぞ、（入道殿）渡り給へる。（『夜の寝覚』巻五・四九一。寝覚の上↓内大臣）

一　述語動詞の主体の別による扱い

用例は、命令文の述語動詞の主体が聞き手の場合に限り、上記主体が話し手自身の場合は除外する。話し手自身の希望、他に対する願望として除外するのは次のような例である。

（惟光）「侍従の君と聞えし人に、（私は）対面賜はらむ」といふ。（『源氏物語』蓬生、二・一五三）

右は、末摘花の老女房に対する惟光の言葉である。「賜はる」は、下位者が上位者からもらう意の謙譲語であるから、「対面賜はらむ」は、面会を戴きましよう—戴きたいの意で、話し手自身の希望である。

次は、終助詞「なむ」による願望（他に対して、あつらえ望む意）の例である。

「尼上、疾う帰らせ給はなむ。この御碁、見せたてまつらん。かの碁ぞいと強かりし。……」（『源氏物語』手習、五・三七九）

ここは少将尼が浮舟と碁を打つた場面。尼上は初瀬に行つており、この場にはいない。「なむ」は、この例のように、直接面と向かつては用いないのが普通である。

（老人ども）又「あな、まがまがし。（大君に）なぞの物か、つかせ給はん。たゞ、人に遠くて、生ひ出でさせ給ふめれば、かゝる事にも、つきづきしげにもてなし聞こえ給ふ人もなくおはしますに、はしたなく思さる、にこそ。今おのづから、（薰を）見たてまつり馴れ給ひなば、思ひ聞こえ給ひてん」など語らひて、「とく（薰に）うち解けて、思ふやうにておはしまさなん」と言ふ言ふ寝入りて、いびきなどかたはら痛くするもあり。（『源氏物語』総角、四・四〇六）

老人ども（弁御許達）の手引きで、薰が姫君達（大君・中君）の室に忍び入った。大君は屏風の後に隠れ、中君だけが寝入つていた。女房達は企てが成功したと思い、大君が早く薰と結婚してくれればと、陰で勝手な事を言つている場面である。ここも大君に直接向かつての言葉ではない。

右近、（浮舟に）ほど近く臥すとて、（右近）「かくのみ、物を思ほせば、物思ふ人のたましひは、あくがるものなれば、夢も騒がしきならむかし。（匂宮か薰か）『いづかた』と、おぼし定まりて、（結果は）い

かにもいかにも（運に任せて）おはしまさなむ」と、うちなげく。（浮舟は）萎えたる衣を顔に押しあてゝ、臥し給へりとなん。（『源氏物語』浮舟、五・二七四）

これも「なむ」による願望である。右近の言葉は、右に先立つ部分（ここには引用していない）の乳母の言葉「夢も騒がしく……」を承けたものであり、浮舟と対話しているわけではない。浮舟は傍らに臥しているが、むしろ、これは独り言に近いとみるべきであろう。「おぼし定まりて」であつて「おぼし定めて」でないのも、そこに由来しようか。ともあれ、終助詞「なむ」による願望の例は採らない。

三 引用形式にはいわゆる直接話法、間接話法の二つがあるが、そのうち直接話法と認められるものを対象とする。兩者は区別し難いことが多いが、ここでは間接話法と解すべき積極的な理由のないものは、一往直接話法と認めることとする。

なお、次のように、「……べき」よし……「……べき」よし……の形で、引用の部分が地の文または会話文に融合したものは採らない。

「さらば、この御惱みもよろしう見え給ふを、かならず、聞えし日違へさせ給はず、わたり給ふべき」よし、聞え契り給ふ。（『源氏物語』行幸、三・八三。源氏→内大臣）

「……かならず『身づからとぶらひ物し給ふべき』よし、申し給へ」など、うちしをれつゝのたまはす。（『源氏物語』若菜上、三・二一五。朱雀院→夕霧）

以上が用例採否の基本的な基準である。次いで細部の問題について述べる。

四 二重引用文の扱い

1 ここに「二重引用文」というのは、会話文の中に更に引用されている会話文をいう。会話文自体が言うまでもなく引用文であるから、右は引用が重層をなしているのである。こうした重層は時に三重、稀に四重に及ぶ場合があり、あたかも「入子型」の構造をとっている。

次は、『枕草子』「清涼殿の丑寅のすみの」(二〇段)の一節である。村上天皇の女御芳子は、古今集の歌をみな詠誦していて、天皇のテストにも見事それを証されたということを、中宮定子がお話になつた、その初めの部分である。

「村上の御時に、宣耀殿の女御と聞えけるは、小一条の左の大臣殿の御むすめにおはしけると、たれかは知り奉らざらん。『まだ姫君と聞えける時、父大臣のをしへ聞え給ひることは、【ひとつには御手をならひ給へ。つぎには《琴の御ことを、人よりことにひきまさらん》とおぼせ。さては古今の歌二十巻をみなうかべさせ給ふを、御学問にはせさせ給へ】となん聞え給ひける』と（村上天皇が）きこしめしおきて、御物忌なりける日、古今をもてわたらせ給ひて、……」など（中宮が）語り出でさせ給ふを、上（一条天皇）もきこしめし、めでさせ給ふ。（父左大臣→姫君）

右で二重引用の部分は『』、三重引用の部分は【】、四重引用の部分は《》で示した。

次は、『枕草子』の「頭中将の、すゞろなるそら言を聞きて」の段の、「蘭省花時錦帳下と書きて、末はいかに、いかに」に対する清少納言の返りごと「草の庵りを云々」をめぐる一節で、源中将が、昨夜の様子を清少納言に語

り聞かせているところである。

(源中将) 「……『……今宵、あしともよしとも定めきりて、やみなんかし』とて、みないひあはせたりしことを、『【ただ今は見るまじ】とて入りぬ』と主殿寮がいひしかば、また追ひ返して『ただ、手をとらへて、東西せさせず乞ひとりて持てこずは、文を返しとれ』といましめて、さばかり降る雨のさかりにやりたるに、いととく返り来、……」など、いみじうかたはらいだきまでいひ聞かせて、(『枕草子』七八段。頭の中将他
→主殿寮)

次は、『源氏物語』桐壺の巻で、輶負の命婦が更衣の里邸を見舞い、帝の仰せ言を伝言する場面である。

や、ためらひて、おほせ言、伝へきこゆ。「『しばしば、夢かとのみ、たどられしを、やうやう思ひしづまるにしも、さむべきく方なく、たへ難きは、【如何すべきわざにか】とも、問ひあはずべき人だになきを、忍びてはまゐり給ひなむや。若宮の、いとおぼつかなく、露けきなかに過ぐし給ふも、心ぐるしう思さるゝを、とく、まわり給へ』など、はかばかしうものたまはせやらず、むせかへらせ給ひつ、……御氣色の心ぐるしさに、うけたまはりも果てぬやうにてなん、罷出侍りぬる」とて、御文たてまつる。(『源氏物語』桐壺、一・三五。
帝→更衣の母)

このような重層をなす会話文全体を、ここでは仮に「重層会話文(重層引用文)」と呼ぶ。そして入子の段階・層序に応じ、それぞれ二重引用文、三重引用文、四重引用文と呼ぶこととする。そして先の「二重引用文」とは、この重層会話文中の、一般に二重かぎ括弧(『』)で括られる部分を指す。^{*4}

2 二重引用文(及び三重引用文)のうち用例として採るのは、次の二条件に合致するものに限定する。

(1) 直接話法のもの。

(2) 表現として文面初出のもの。

(1) 直接話法のもの。

直接話法のものに限定するということは、換言すれば、間接話法のものは採らないということである。それは間接話法の場合、時に待遇表現（敬度）が変わることがあるからである。

まず間接話法のせいで敬度が高くなつた例を挙げる。

ほどは十一月二十三日の程なり。三の君のをとこの蔵人少将、にはかに臨時の祭りの舞ひ人にさゝれ給ひければ、北方、手まどひし給ふ。あこき、論なう御縫ひもの持て来なんものぞ、と胸つぶるゝもしるく、うへのはかま裁ちて、「『』れたゞいま縫はせ給へ。御縫ひものいで來なん」となん聞こえ給ふ」と言ふ。（『落窪物語』

第一・六六)

右で、「」の部分は中納言の北の方の使いの、落窪の君に対する言葉である。その中の『』の部分は、北の方の言葉を落窪の君に伝えたものであるが、この部分は間接話法と解される。なぜなら、落窪の君に対する命令・勧誘表現は作中、この例を除いて、計五八例見られるが、そのうち二重敬語乃至最高敬語の例は、あこきからの四例及び北の方の侍女（少納言）からの二例しかない。また、北の方から落窪の君に対する例は七例であるが、通常の敬体が六例、常体が一例である。この七例の内容は、縫い物を含め、依頼が大半を占めるが、二重敬語の例はない。ここでは依頼という立場もより高い敬語表現に結び付いてはいないのである。従つて、二重敬語の右の例を、北の方の発話そのままとすることは出来ない。ここは、使者が、面と向かっている落窪の君に対して、より敬意の高い

表現をとつたもの、即ち間接話法と解さねばならない。^{*5}

逆に、間接話法のせいで敬度が低くなつた例を挙げる。

(源氏) 「乳母にて侍る者の、……『今一度とぶらひ見よ』と（私に）申したりしかば、……」など（頭中将に）の給ふ。 (『源氏物語』夕顔、一・一五五。乳母→源氏)

源氏に対する命令・勧誘表現は物語中計三一例見られるが、敬度は甚だ高く、三一例のうち二八例は尊敬語（敬体一例、二重敬語・最高敬語一七例）表現をとる。残る三例の常体（尊敬語なし）表現はいずれも父桐壺帝によるものである。即ち源氏に対して、常体の命令・勧誘表現をとり得るのは父帝のみである。まして、ここは乳母の言であるから、右の「とぶらひ見よ」を当人の発話そのままと解することは出来ない。ここは、内裏からの見舞いの使者頭中将に対して、源氏が、自らのことと語っている場面であるが、間接話法のせいで敬度が低くなつたのである。同様の例を挙げる。

(薰) 「『これに侍へ』と許させ給ふ程は、人々しき心地すれど。猶、かゝる御簾の前にさし放たせ給へる、憂はしさになむ、（私は）しばしばも、えさぶらはぬ」とのたまへば、(女房)「さらば、いかがは侍るべからむ」と聞こゆ。 (『源氏物語』宿木、五・四七。中君の女房→薰)

薰に対する命令・勧誘表現は物語中計一五例見られるが、すべて尊敬語（敬体乃至二重敬語・最高敬語）表現をとる。しかるに、ここが「これに侍へ」と、謙譲語の命令形という、敬度が甚だ低い——マイナス待遇の——表現になつたのは間接話法によるものと解さねばならない。^{*6}

以上のように、話法によつて待遇表現（敬度）が変わることがあるので、間接話法のものは採らないのである。

(2) 表現として文面初出のもの。

話を分かり易くするために、まず、これに該当しないものを示す。

右馬の佐「たゞ帰らんは、いとさうざうし。見けりとだに知らせん」とて畳紙に草の汁して、

かはむしのけ深きさまをみつるよりとりもちてのみまもるべきかな

とて、扇してうち叩き給へば、童べいできたり。「これ、奉れ(I)」とて取らすれば、大輔の君といふ人、(童べ)「この、かしこに立ち給ひつる人の、『御前に奉れ(II)』とて」と言へば、(大輔の君)取りて、「……」

とて、さまざまに聞ゆれば、(『堤中納言物語』虫めづる姫君。右馬の佐→童べ)

右の例で『御前に奉れ(II)』の部分は、文面既出の右馬の佐の言「これ、奉れ(I)」を、そのまま繰り返したもの(再出)であるから用例としないのである。これは、一回の発話を二度採らないためである。

次は枕草子の有名な雪山の話から。

さて、雪の山つれなくて年も返りぬ。一日の日の夜、雪のいとおほく降りたるを、うれしくも又ふりつみつるかなと見るに、「これはあいなし。はじめのきはをおきて、いまのはかき捨てよ(I)」と仰せらる。(中略)
「いで、あはれ。いみじくうき世ぞかし。後にふりつみて侍りし雪を、うれしと思ひ侍りしに、『それはあいなし、かきすててよ(II)』と仰せごと侍りしよ」と申せば、「勝たせじとおぼしけるなり」とて、上も笑はせ給ふ。(八三段、職の御曹司におはしますころ。中宮→清少納言)

右に引用の後半部はこの段の終末部である。(II)の一重かぎ括弧で中宮の言葉を引用した部分は、文面既出の(I)の発話を承けるもの(再出)であるから、用例として採らない(なお、この場合は間接話法でもある)。

(藤壺が消息を) 藤の花につけて、兵衛の君の兄の、童なりしが、今は春宮の蔵人になし給へるを召して、「これ、太政大臣殿に持て参りて、人々あまたものし給へらむ、源宰相に定かに奉れ (I)」とて賜へば、喜びて持て参る。……蔵人、かの君の近く使ひ給ひし侍の人に、「『これ定かに参らせよ (II)』となむ仰せられつる」とて取らすれば、……物も聞こえで奉れば、「いづくよりぞ」。「知らず。『参らせよ (III)』とぞ、人の申しつる」と申す。(『宇津保物語』国譲、上、六四四)

右は引用が繰り返された珍しい例である。(II) は (I) を承ける(なお、これは間接話法でもある)。次いで (III) は (II) を承ける。つまり (I) → (II) → (III) と引用が重なつた例であり、(I) の「藤壺→蔵人」の例のみ用例として採る。

ところで、二重引用文であつても、必ずしも、右の例のように既に文面に表現されたものを引用するとは限らない。前提となつていて、文面に表現されていない発話を、その場で初めて引用する場合、その二重引用文は、表現としては文面初出ということになる。次のような場合である。

衛門、「殿の、『醉はしたてまつれ』とのたまふに、青くいでたまはば便なし。若人たち、さかづきまゐり給へ」とて代り代りしふるに、醉ひまどひぬ。(『落窪物語』第三・二一四。衛門督→衛門)

ここは衛門(あてき)が、衛門督(男君)の言葉を引用したものである。この表現は文面初出。

次は先に引用した、『枕草子』の「草の庵りを云々」をめぐる一件で、宮中での昨夜の反響について、則光が清少納言に語っている場面である。引用の語句は全て初出である。

「……(清少納言の返りごとの『草の庵り云々』への評価が) なのにだにあらず、そこらのひとのほめ感じ

て『せうと、こち来。これ聞け』との給ひしかば、下心地はいとうれしけれど、『さやうのかたに、さらにえさぶらふまじき身になん』と申しあかば、『【こと加へよ、聞きしれ】とにはあらず。ただ、【人に語れ】とて聞かするぞ』との給ひしになん、すこし口惜しきせうと覚えに侍りしかども、『本つけこころみるに、いふべきやうなし……』……といへば、（『枕草子』七八段、頭の中将他→則光）

この他、二重引用文には次のように、話し手自身が初めて□にする言葉の場合もある。

「渡殿なる宿直人起こして『紙燭さして参れ』といへ」と（右近に）のたまへば、（『源氏物語』夕顔、一。

一四六。源氏→宿直人)

「参りたるやうは、けふこゝに買ひたる鏡のをかしげなるに、この御箱の入りぬべく見えし、『しばし給へ』と聞こえんとてなん」（『落窪物語』第一・五六。北の方→落窪の君）

なお、形式は二重引用文であるが、実際は話し手の〈拵えごと〉の例がある。

（あこぎ）「この御格子はまゐらでやあらんずる」とひとりごとしてまるるを、少将の君もゆかしとて、「『いと暗し。あげよ』との給ふめり」とのたまへば、（あこぎ）もの踏み立ててあげつ。（『落窪物語』第一・三九。落窪の君→あこぎ）

右は、少将の君が落窪の君の言を引用した形になつてゐるが、実際には〈拵えごと〉である。つまり、姫君が、こうおつしやつてゐるようだ、と男君が出任せを入れてゐるのである。これは当然初出ということになる。そしてまた、拵えごとの故に、却つて、いかにもそれらしい表現をとつてゐるよう見え、更に間接話法と解すべき理由もないでの、こういう若干例も用例とする。

以上、二重引用文の採否の例を掲げた。結局、前述（1）（2）の二条件によつて、①初出・直接話法の例は採るが、②初出・間接話法、③再出・直接話法、④再出・間接話法の例は採らないということである。

五 伝言・取次の扱い

次のような伝言の場合や取次を介する場合も、本人の言をそのまま伝えていると解されるものは、通常の会話文と同様に扱う。

（内大臣は）頭中将して（夕霧に）御消息あり。（口頭にて）「一日の花のかげの対面、あかずおぼえ侍りしを御いとまあらば、たち寄り給ひなんや」とあり。御文には、

我が宿の藤の色こきたそがれにたづねやは来ぬ春の名残を

げに、いとおもしろき枝に、（文）つけ給へり。（『源氏物語』藤裏葉、三・一八五。内大臣→夕霧）

右の「」の部分は、頭中将が父内大臣の言を夕霧に口頭で伝言したものである。直接話法とみて、用例とする。（尼上）「……いとかたじけなく、（見舞に）立ち寄らせ給へるに、（御札を）身づから聞えさせぬこと。（若紫につき）のたまはする事のすぢ、たまさかにも（源氏の）おぼし召しかはらぬやう侍らば、かく、わりなき齢過ぎ侍りて、必ずかずまへさせ給へ。」（若紫を）いみじく、心ぼそげに見給へおくなん、願ひ侍る道のはだしに、思ひ給へられぬべき」など（取次にて）きこえ給へり。（尼上の居所は）いと近ければ、心ぼそげなる御声（源氏に）たえだえ聞えて、（『源氏物語』若紫、一・二一〇。尼上→源氏）

会話文の中に「身づから聞えさせぬこと」とあるように、尼上の言葉は源氏に面と向かつてのものではない。取

次を介してのものではあるが、本人の表現そのままと解されるので、用例とするのである。

乳母、「怪しく、心走りのするかな。『夢も騒がしく』と（母君が）の給はせたりつ。宿直人、よく（警戒して）
さぶらへ」と（人して）いはする、「苦し」と（浮舟は）き、臥し給へり。（『源氏物語』浮舟、五・二七四。

乳母→宿直人

これは、人をして言わせた場合である。乳母の言そのままとみて、用例とする。

「いとさうざうしや。おんなどものみもとに、くだもの取りに遣らん」とて、「何もあらんもの給へ」と言ひ
に（人を）遣りたれば、餌袋二つして、をかしきさまにして入れたり。（『落窪物語』卷一、二〇。帯刀→帯
刀の母）

「縫ひもの給へ。いで来ぬらん」と言はせ給へれば（『落窪物語』卷一・八一。北の方→落窪の君）

これらも同様に、用例とする。

六 先の「表現として文面初出」ということに関連して、次に、①同一形式の語句が近接して出てくる場合や、②
繰り返しの場合の扱いについて述べる。

① 「この寝殿は、変へて建つべきやうあり。造り出でん程は、かの廊に物し給へ。京の宮に、取り渡さるべき物
などあらば、御庄の人召して、さるべからむやうに、物し給へ」など、まめやかなる事ども語らひ給ふ。（『源
氏物語』宿木、五・九七。薰→辨尼）

この二つの「物し給へ」は、一続きの会話文における、それぞれ個別の、二つの発話であり、また、もちろん前

後の「物し給へ」に引用関係もない。従つて、二つの用例とする。同様にして、次の場合は「仕うまつれ」の四例それぞれを用例とする。

御遊び始まりて、上達部、惜しむ手なく仕うまつる。……（帝）仲忠を召して「……これに、手一つ仕うまつれ」と仰せられて、せた風を、胡茄に調べて、仲忠に賜ふ。……帝、「残したる手なくは、先々仕うまつりし手を仕うまつれ。身の才は、人聞く所にて、上手と定めらるるなむよき。今宵仕うまつらざらむは、何かせむ。早う仕うまつれ」とのたまはす。なほ、仕うまつらず。帝、「……ともかくもあれ、仕うまつれ」と仰せらる。（『宇津保物語』吹上・上、一二九一。帝→仲忠）

前述の、「表現として文面初出のもの」という条件は、既に述べたように、一回の発話を二度採らないためであった。右の例のように、同一形式の語句が頻出しても、それは個別の発話であるから、それを用例とするのである。次に、(b)繰り返しの場合について述べる。

- (b) 「夜はたれとか寝ん。常陸の介と寝ん。寝たる肌よし」これが末、いとおばかり。又「をとこ山の、峰のもみぢ葉、さぞ名はたつや、さぞ名はたつや」と頭をまろばしする。いみじうにくければ、笑ひにくみて、「いね、いね」といふに、（『枕草子』八三段。職の御曹司におはしますころ。若き人々→なま老いたる女法師）「鬼か、神か、狐か、木魂か。かばかりの、天の下の験者のおはしますには、え隠れたてまつらじ。名のり給へ、名のり給へ」と、衣を取りて引けば、顔をひき入れていよいよ泣く。（『源氏物語』手習、五・三四四。大徳↓変化）

御廚子所の人もみな出で、宮のさぶらひも、滝口も、籬やらひ果てけるままに、みなまかでてけり。手をたた

きののしれど、いらへする人なし。おものやどりの刀自を呼びいでたるに、「殿上に、兵部の丞といふ藏人、呼べ、呼べ」と、恥も忘れて口づからいひたれば、たづねけれど、まかでにけり。（『紫式部日記』寛弘五年

一二月三〇日。紫式部→おものやどりの刀自）

（殿、出家した、子の少将を）尋ねとり給ひて「帰り給へ、帰り給へ」とせめ聞こえ給へるも、いとわりなき事なりや。（『栄花物語』上、一一一。殿、源雅信→子、少将時叙）

人々（女房達）の紙燭消たせなどし給ふ紛れにぞ、男君、忍びて、（今姫の）帳の中より出るを、母代追ひつきて、袖をひかへて、「誰ぞ。名告りせよ、名告りせよ。さらばは、天下と言ふとも出しやらで、辛き日見せん」と叱りける氣色、いと恐ろしければ、（『狭衣物語』卷三・一二五二。母代→男君）

「これ見よ、これ見よ」（『枕草子』八一段、地獄絵の屏風。中宮→清少納言）

これらは用例数一として扱う。即ち最初の例でいえば、「いね」の例一つとして扱うということである。ここに言う「繰り返し」とは、同じ語句を連接、反復したもの所謂であり、そのことによつて独自の表現効果（例えば強調、切迫、焦燥、興奮等）をもつものである。そこに先の①との相違があり、一まとまり、一単位として扱うこととする。次は、以上の二つ（②③）が、複合したような例である。

（中納言仲忠が、藏を開けさせようと思つていると）河原のほどより、歳九十ばかりにて、雪を戴きたるやうなる嫗・翁、這ひに這ひ来て、「まづ、ここ去らせ給へ、去らせ給へ①」と泣く。「なぞ、かく申す」とて、御隨身問へば、「なほ、まづ、ここ去らせ給へ②。多くの人取り殺しつる藏なり。……」と言へば、（『宇津保物語』藏開、上・四六七。嫗・翁→仲忠）

①の部分は繰り返しであるから一例と数える。②の例とあわせて、全二例となる。

なお、ここで「繰り返し」と呼ぶのは、右⑥の場合のみであって、⑤の例は「繰り返し」とは呼ばない。

また稀に次の如き強調の例が見られるが、これも「繰り返し」とはしない。

「たゞいまは世にもおぼしきかけ給はじ。いまかくなんとものし侍らん」と申せば、「入れに入れよかし。離れてはた住むなれば」との給ひて、帯刀、あこきに、かくなんと語れば、……。（『落窪物語』第一・七。道頼

↓帯刀）

小一条におはして、「あさましき事こそありつれ」と語り給へば、宰相「何事にか」と聞え給へば、「今は宮にすべて参らじ。たゞ殺しに殺されよ」と宣はすれば、「いなや、いかに侍りつることぞ」と聞え給へば……。（『栄花物語』上、六六。八宮→宰相）

七 故人に対する例の扱い

命令・勧誘表現においては、話し手と聞き手とが、その場で直接相対しているのが本来の状況であろう。なぜなら眼前の相手に対してでなければ、話し手の要求は通常一方的な願望にしかならないからである。次のような例は除外する。

（乳母）「あが君や。いづ方にか、おはしましぬる。帰り給へ。空しき骸を見たてまつらぬが、かひなく悲しくもあるかな。……（私を）うち捨て給ひて、かく行くへも知らせ給はぬ事。……なき御骸を見たてまつらむ」と言ひ続けるが、（『源氏物語』蜻蛉、五・二八一。乳母→失踪した浮舟）

乳母は「あが君や……帰り給へ」と呼び掛けているが、浮舟は失踪して眼前にはいない。更に、話し手の意識としては浮舟は既に亡き人である。従つて命令文であつても、これは話し手の一方的な願望しか表わし得ない。

(落窪の) 君ひとり臥して、いも寝られぬまゝに、「は、君、我を迎へ給へ。いとわびし」と言ひつ、

我に露あはれをかけば立ち帰りともにを消えようき離れなん

心なぐさめに、いとかひなし。(『落窪物語』第一・八。落窪の君→亡き母)

ここも亡き母の魂に呼び掛けたものであつて、落窪の君の一方的な願望でしかあり得ない。話し手も、それが不可能であることを承知の上である。ここに通常の命令・勧誘表現との相違がある。

なお、右の二例にはともに「あが君や」「は、君」という呼び掛けの語があるが、このような「言つても実際に要求を実現し得ないような相手、つまり発話の現場にいない相手とか無情物の相手とか不可能なことを要求した場合の相手に対する呼びかけ」を「仮想的呼びかけ」と呼んで、実際の実現を意図した要求の場合の「現実的呼びかけ」と区別する考えがある。^{*}

八 独り言及びそれに類するものの扱い

独り言等、聞き手に対する働き掛けのないものは採らない。

次は、葵上と六条御息所の車争いの件を聞いての源氏の心情である。

(源氏は、六条御息所が) いとほしくて、(御息所邸に) まうで給へりけれど、斎宮の、まだ本の宮におはしませば、(御息所は) さか木のはゞかりにことづけて、(源氏に) 心やすくも対面し給はず。「ことわり」と

は思しながら、「なぞや。（葵上と）かく、かたみに、そばそばしからでおはせかし」と、うちつぶやかれ給ふ。

（『源氏物語』葵、一・三三四）

次は、紫上新枕の三日夜の餅を、惟光が密かに用意したことに対する女房たちの反応である。

（女房）「さても、（餅の事は）うちうちに、（私達に）の給はせよかしな。かの人（惟光）いかに思ひつらん」とさゝめきあへり。（『源氏物語』葵、一・三六〇）

右のような、「つぶやき」や「さゝめきあひ」は、聞き手に対する働き掛けのないものであり、話し手の願望にしかならない。よって用例とはしないのである。

九 心内語の扱い

心内語の例は原則として採らない。心内語を用例とするか否かを問題にする理由は、心内語と会話文とで時にその表現形式—待遇表現に差が認められるからである。例えば、「（僧都に）逢ひて『尼になし給ひてよ』といはむ。……」という心内語での敬語表現が実際に僧都に逢つての言では「『……尼になさせ給ひてよ』ときこえ給ふ」と二重敬語となつている例がある。（『源氏物語』手習、五・三八五、三八七^{*8}）

ところで、先に、考察の対象として会話文を中心とする、とした意味は、特に神仏に対する場合の心内語をも含めたからである。神仏に対する場合には、心内語と会話文（実際に「声」に出して祈念）との間に表現上の差が見られない。特に待遇表現についてみると、両者ともに「……給へ」で共通する。例えば『源氏物語』には神仏に対する祈念が十数例見られるが、すべて「……給へ」である。従つて、神仏に対する心内語の場合は会話文と何ら相

違がないものとして用例として採ることとするのである。

なお、神仏に対する祈念の例でも、会話文か心内語かの区別の曖昧なものがあるが、右の理由によつて、それは問題にならない。

一〇 自然・無生物の扱い

自然や無生物（非情の物）に対するものは除外する。

「この障子にまろは寝たらん。風吹き通せ」とて、畳ひろげて臥す。（『源氏物語』空蟬、一・一一四。小君
↓風）

「（雨は）なほよろしう降れかし。をりにくゝもおぼえ侍るかな」と言へば、（『落窪物語』卷一、四五。あ
こき→雨）

「我が身不孝ならば、この雪高く降りまされ」（『宇津保物語』俊蘿、三八。幼い仲忠→雪）

一一 異類の扱い

物怪・動物等、異類に関わる用例も採る。これらも、人間に対すると同様、その場に応じた言葉遣によつて適切な表現がなされていると認められるからである。動物の例を挙げておく。

山深く入りて見れば、いみじう厳しき杉の木の、四つ、物を合はせたるやうにて立てるが、大きなる屋のほどに空き合ひてあるを見て、この子の思ふやう、「ここに我が親を据え奉りて、拾ひ出でむ木の実をも、まづ参

らせばや」と思ひて、寄りて見るに、厳しき牡熊、牡熊、子生み連れて住むうつほなりけり。出で走りて、この子を食まむとする時に、この子の言はく、「しばし待ち給へ。まろが命絶ち給ふな。まろは孝の子なり。……おのが身の内に、親を養はむに用なき所あらば、施し奉るべし。……この（私の体の）中に、いたづらなる所は、耳の端、鼻の峰なりけり。これを山の王に施し奉る」と涙を流して言ふ時に、牡熊、牡熊、荒き心を失ひて、涙を落として、親子の愛しさかなを知りて、二人の熊、子どもを引き連れて、この木のうつほをこの子に譲りて、異峰に移りぬ。（『宇津保物語』俊蔭、三九。幼い仲忠→牡熊・牡熊）

ここは『宇津保物語』の中でも伝奇的な色彩の強い場面であるが、こここの熊は「涙を落とし」「親子の愛しさを知り」ほとんど人間化されていると言つてよい。「一人の熊」という表現が端的にそれを物語つていよう。また、話し手である「この子（幼い仲忠）」は牡熊、牡熊に対して、尊敬語「給ふ」、謙讓語「奉る」（その他、省略部分には「侍り」や「まさかる」、下一段の「給ふ」）等を頻用し、甚だ丁重な言葉遣をしている。この場面での、話し手、「聞き手」の力関係を如実に反映するものである。

うへにさむらふ御猫は、かうぶり給はりて、命婦のおとゞとて、いみじうをかしければ、かしづかせ給ふが、はしにいでてふしたるに、乳母の馬の命婦、「あな、まさなや。入り給へ」とよぶに、日のさし入りたるにねぶりてゐたるを、おどすとて「翁丸、いづら。命婦のおとゞくへ」といふに、まことかとて、痴物ははしりか、りたれば、おびえまどひて御簾のうちに入りぬ。（『枕草子』六段、うへにさむらふ御猫は。乳母の馬の命婦
↓命婦のおとゞ（御猫）・乳母の馬の命婦↓翁丸（犬））

この『枕草子』の例は、特に伝奇的な場面ではないが、こここの猫も、叙爵し、「命婦のおとゞ」として人間化さ

れた「御猫」である。また犬についてみると、「翁丸」という名が、やはりいくらかの人間扱いを示していよう。そして、一方には「入り給へ」と言い、他方には「くへ」と言う。殿上における両者の位置付けに応じた、的確な言葉遣であろう。

右に挙げたのは、動物が人間扱いされている典型的な例であるが、このような場合に限らず、特に問題がないものは用例とする。

一二 慣用句等の扱い

「いざ給へ」「あながま、給へ」等、慣用句とみられるものは除く。

「君は、いざ給へ。(祭を) もろともに見むよ」とて(『源氏物語』葵、一・三三四。源氏→紫上)

「いざ給へかし。内へ」といふ。(『枕草子』九五段、五月の御精進のほど。清少納言→侍従公信)

「いで、あながま、たまへ。……」(『源氏物語』若菜上、三・三一一。柏木→夕霧)
*9

おわりに

以上、中古仮名文における命令・勧誘表現の用例採否の基準について一二項目にわたって整理してきた。これは中古の仮名文学作品二〇余の用例を検討した結果である。つまり多数の用例から帰納したものであって、問題点はほぼ網羅し得たと考える。本稿は著者にとつては年来の命令・勧誘表現研究の序章に位置するが、一方、この基準の明示は、命令・勧誘表現研究上の共通の場を提供することであり、研究結果についての研究者相互の客観的な検

証を可能にしよう。また、叙上の基準の提示によつて、命令・勧誘表現の研究、特にその体系的な研究にいささか資するところがあれば、と思うものである。

注

* 1 平成九年六月「史料と研究」（『史料と研究』編集委員会）第二二六号所収拙稿。

* 2 江湖山恒明・松村明編『日本文法講座6』三五〇頁 明治書院

* 3 本稿では「命令・勧誘表現」という語を広義に用いている。従つて、ここには例えば「話し手」（従者→聞き手→主人）の場合の「……給へ」「……せ給へ」等、義門のいわゆる「希求」に相当するものも含むが、すべて命令・勧誘表現と称する。またこのようないわゆる「希求」の場合も「話し手（命令者）」「聞き手（受命者）」という語で代表させる。なお、義門の「希求」とは次のようなものである。「世ニイハユル下知ノ詞也。コハ下知ト云ヒテハイカニゾヤ覺ユルコトモアルカラニ、友鏡ニハ使令トイヘレド、ソレモヤハリアタラヌワケアルユエ、略岡ニハ又アラタメテ希求ト日ケタル也。主君ニムカヒテ云々シ玉ヘト申ス玉ヘノヘナド、之ヲ下知使令トイヒテハ当ラヌニアラズヤ」（『活語指南』『義門研究資料集成上巻』四二六頁）

* 4 「重層会話文（重層引用文）」・「二重引用文」という呼称については拙稿「重層会話文—入子型の構造をもつ会話文の呼称—」（「解釈」平成五年七月）を参照されたい。なお、この問題に関連して、山口康子「会話引用形式—平安初期和文における二重引用—」（『日本語学』一九八二年九月）の論がある。

* 5 漆崎正人「『落窓物語』における待遇表現の場面性」（『藤女子大学国文学雑誌40』）では、「」の部分を「北の方自身の言と解しているが、従えない。

* 6 このような話法の決定に際しては、循環論法に陥らぬよう配慮して処理する。即ち、単純に（A）間接話法だから敬度が高い（低い）、（B）敬度が高い（低い）から間接話法である、といったことにならぬよう、他の用例との比較検討等、十分な吟味を経た上で決定する。

* 7 尾上圭介「感嘆文と希求・命令文—喚体・述体概念の有効性—」（松村明教授古稀記念『国語学研究論集』五六九頁。明

治書院、昭和六一年一〇月)

* 8 次の論文には心内語と会話文とにおける待遇表現の問題についての詳細な分析・考察が見られる。

阿部八郎「心話文の中の待遇表現—今昔物語集天竺震旦部の場合—」(山形県立米沢女子短期大学紀要 第一五号 昭和五五年一二月)・同「心話文の中の待遇表現(二)—今昔物語集本朝仏法部の場合—」(米沢国語国文第八号 昭和五六九年九月)・同「心話文待遇表現の特徴—今昔物語集本朝世俗部の場合—」(「国学院雑誌」八三の九 昭和五七年九月)

* 9 次の「たまへ」の解釈について記す。

「あなかま、たまへ。……」(『源氏物語』玉鬘、二・三五〇)

「いで、あなかま、たまへ。……」(同、若菜上、三・三一一)

「あなかま、たまへ。……」(同、浮舟、五・二一七)

「日本古典文学大系」『源氏物語』では、右の例について、底本の「給へ」を改めて「たまえ」にづくり、それを「たまゆ」(ヤ行下二段動詞、「黙る」の意)の命令形とする。

筆者は、これらの「給へ」を「いざ給へ」の「給へ」と同じく、一種の慣用句と解する。いま詳説は省略に従うが、右の「たまえ」(「黙れ」の意)説は採らない。この問題については、既に次の批判があるので、詳しく述べておきたい。

岩井良雄『源氏物語語法考』(昭和五一・六。笠間書院)・同『今昔物語集語法考』(昭和五三・九。同)

[附記]

調査した作品のうち主なもののが本文を次に記す。

竹取物語・伊勢物語・大和物語・源氏物語・平中物語・篁物語・土左日記・栄花物語は『日本古典文学大系』、夜の寝覚・蜻蛉日記・和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記は『日本古典文学全集』、堤中納言物語・狭衣物語は『新潮日本古典集成』、落窪物語・枕草子は『新日本古典文学大系』、宇津保物語は『うつほ物語』(おうふう)、古本説話集は『古本説話集総索引』(風間書房)による。

なお、引用例の最も多かった『源氏物語』については、『日本古典文学大系』の冊・頁を次のように示した。例えば「一・一五〇」は第一冊一五〇頁の意である。